

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公表番号】特表2011-515115(P2011-515115A)

【公表日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2010-534183(P2010-534183)

【国際特許分類】

A 61 F 2/24 (2006.01)

【F I】

A 61 F 2/24

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月1日(2011.11.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の端部および第2の端部を有する略チューブ状の要素を備え；

前記第1の端部は、第1の位置または第2の位置のいずれかの位置をとることができ
る、少なくとも2つの向かい合う自由な縁部により画成されたオリフェスを有し、前記オリ
フェスは前記第1の位置において平坦かつ略閉塞するとともに、前記第2の位置において
略円形かつ聞くように構成され；

前記第2の端部は、少なくとも2つの可撓性の部材を有し、前記可撓性の部材の各々は
フレーム構造体を持たない縁部領域により構成され；

前記オリフェスが略閉塞している場合において、前記少なくとも2つの向かい合う自由
な縁部の間の前記オリフェスの長さは、患者の右心室流出路または血管の直径の約1.5
倍乃至2倍に等しいものとなるように構成され；

外側のチューブ状の構造をさらに備え；

前記チューブ状の要素が前記外側のチューブ状の構造の内部に配置されるように、前記
可撓性の部材は前記外側のチューブ状の構造に対して取り付けられた；

血管弁。

【請求項2】

前記チューブ状の要素は、フッ素重合体、ポリテトラフルオロエチレン、および生体適合性の合成樹脂のいずれか1つから形成される、請求項1に記載の血管弁。

【請求項3】

前記外側のチューブ状の構造は、ステント、移植チューブ、またはステントおよび移植
チューブの両方のいずれか1つにより構成された、請求項1又は請求項2に記載の血管弁
。

【請求項4】

弁が移植される予定の患者の血管の直径に部分的に基づいて請求項1に記載の血管弁を
製作する方法であって、

短軸を有する略橢円形の形状を1枚の可撓性を有する合成された生体適合性の材料から
切り出すステップと；

前記患者の血管の直径の約1.5倍乃至2倍に等しい距離で前記短軸に沿って切開が延
在するように、前記橢円形の形状を前記短軸の一部分に沿って前記切開するステップと；

前記短軸に沿って前記橋円形の形状を折り畳んで前記橋円形の形状の端部から 2 つの前記可撓性の部材を設けるステップと；

前記患者の右心室流出路または血管に挿入された場合に略チューブ状の形状を形成し、その一方の端部において有する前記切開が開閉可能な前記オリフィスを形成するように、前記折り畳まれた橋円形の形状を設けるステップと；

前記可撓性の部材が互いに略平行であり、前記略チューブ状の構造が維持されて弁を形成するように、前記患者の心臓または血管への挿入のためにサイズを調整されたステントまたは移植チューブに対して各々の前記可撓性の部材を取り付けるステップとを備える；方法。

【請求項 5】

前記橋円形の形状の切開は前記橋円形の形状の縁部からそれぞれ約 1 mm 乃至 3 mm の距離において端部を有する切開を生成するステップを有する、請求項4に記載の方法。

【請求項 6】

前記橋円形の形状の切開は前記橋円形の形状の前記縁部からそれぞれ約 2 mm において端部を有する切開を生成するステップを有する、請求項5に記載の方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】

